

金融円滑化管理規程

■ 目次

1 金融円滑化管理規程	2
1.1 目的	2
1.2 管理体制・組織	2
1.3 権限・役割	2
1.4 業務管理・方法	2
1.5 監査の実施	3
1.6 改廃	4
附則1 附則	5

1 金融円滑化管理規程

1.1 目的

本規程は、金融円滑化管理方針に則り、金融円滑化管理態勢の整備・確立を適切に実施すること及び「金融円滑化」を達成するために必要となる管理事項を定める。

1.2 管理体制・組織

金融円滑化管理体制は金融円滑化管理方針第3条に定めるほか、設置する「中小企業金融円滑化委員会」については、委員長を経営戦略部長、副委員長を融資部長及びリスク統括部長とし、委員・事務局は委員構成表「別紙—1」のとおりとする。

1.3 権限・役割

金融円滑化管理に係る権限・役割について以下のとおり定める。

1.3.1 理事会等

1. 理事会等は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に関する全ての権限を有し、金融円滑化管理態勢の最終意思決定を行う。
2. 理事会等は、金融円滑化管理態勢を金庫全体に周知し、有効に機能するための管理を行う。

1.3.2 管理責任者・管理副責任者

金融円滑化管理責任者及び管理副責任者は、理事会等の意思決定に基づく金融円滑化管理態勢の整備・確立を適切に実施するための権限・役割を有し、管理態勢の適切性の確保に努める。

1.3.3 統括部署・関連部署

金融円滑化管理統括部署及び関連部署は、理事会等及び管理責任者並びに管理副責任者が金融円滑化管理態勢の整備・確立を実施するための補助を行い、管理態勢の実効性の確保に努める。

1.3.4 中小企業金融円滑化委員会

中小企業金融円滑化委員会は、金融円滑化管理に関しての実効性と相互牽制機能を確保するため、本部各部署及び営業店に伝達すべき事項等について指示、指導を行う。

また、金融円滑化管理の分析・評価を協議し、管理責任者が理事会等に報告する。

1.4 業務管理・方法

金融円滑化の適切性を確保するために必要な業務についての管理・方法は、融資基本方針、顧客保護管理方針等、関連する諸規程・マニュアル・業務通知に基くものとする。

特に、以下の事項についての管理・方法に留意し、統括部署及び関連部署は相互連携して適切な金融円滑化に関する業務管理を行う。

1. 信用リスク管理部門が遵守すべき事項

- (1) 新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査に関する事項
- (2) 新規融資や貸付条件の変更等の申込みをした顧客の実態把握に関する事項
- (3) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みの支援に関する事項
- (4) 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応に関する事項
- (5) 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成及び保管に関する事項
- (6) 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明に関する事項
- (7) 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みについての情報を関連する部署へ伝達するための事項
- (8) 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他金融機関等がある場合には、当該他金融機関等と緊密な連携を図るための事項
- (9) 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るための事項
- (10) 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼する確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするように適切に対応するための事項
- (11) 地域経済活性化支援機構や東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分することの同意の求めに適切に対応するための事項
- (12) 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等に協力するための事項。

2. 顧客の事業価値を適切に見極める能力の向上に関する事項

人事・教育担当部署である総務部は、金庫職員が顧客の事業価値を適切に見極める能力の向上のための研修会等を実施する。

3. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望、及び苦情への対応に関する事項

金融円滑化に係る顧客からの相談・苦情等の対応については、関連する諸規程に基づき対応する。

4. 金融円滑化の状況のモニタリングに関する事項

金融円滑化の状況のモニタリングは、関連部署が連携して実施し、モニタリング事項について中小企業金融円滑化委員会及び理事会等に報告行う。

5. 金融円滑化に係る関連部署との情報の共有、伝達、連携、及び理事会等への報告に関する事項

1.5 監査の実施

監査部は、金融円滑化管理が適切に実施されているかについて、監査を実施するとともに、その状況について、必要に応じて常務会に報告する。

1.6 改廃

本規程の改廃は常務会の決議による。

「別紙—1」

14. 中小企業金融円滑化委員会

委員長	経営戦略部長
副委員長	融資部長
副委員長	リスク統括部長
委員	常勤理事
委員	監査部長
委員	融資部副部長
委員	融資部課長
委員	経営戦略部 経営戦略課長
委員	営業統括部 営業推進課長
委員	監査部 監査課長
委員	監査部 資産査定課長
委員	リスク統括部 コンプライアンス課長
委員	リスク統括部 リスク統括課長
委員	総務部 総務課長
事務局	経営戦略部

附則

この規程は、平成22年1月25日から施行する。